

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
1	農政総務課	<p>地域農業生産総合振興対策事業における補助金の補助対象経費の範囲について</p> <p>法人化促進総合対策事業補助金は、県の施策で実施する補助金制度として県の要綱が作成されているため、姫路市として独自の交付要綱を制定していないが、県と密に連携を取り、県の運用について担当者が適切に把握することが望まれる。</p>	対応済	担当者に対し、県の運用に関する資料を取り寄せ、内容を適切に把握するよう随時指導しています。	R3.5.18
2	農政総務課	<p>集落営農法人機械更新支援事業補助金の対象となる機械の買換えについて</p> <p>集落営農法人機械更新支援事業補助金について、継続して使用することができなくなったため廃棄する予定の農業機械の廃棄の事実の確認を、交付対象者から書面を入手することによって行うことを検討することが必要である。</p>	対応済	令和3年5月12日付けで、「補助対象機械の導入後半年以内に、申請時点で現存する農業機械の廃棄の事実を証する書面の提出を義務付ける」と要綱改正済です。	R3.5.18
3	農政総務課	<p>姫路市地域農業再生協議会職員の市庁舎の使用について</p> <p>市の庁舎の一部を姫路市地域農業再生協議会のような市以外の団体の職員の事務スペースとして使用させるといった、行政財産の目的外使用に該当するような状況が生じた場合には、速やかに使用許可を与えるために必要な手続きを行うことが望ましい。</p>	対応済	今回の姫路市地域農業再生協議会の件に関する反省点を踏まえ、今後同様の状況が発生した場合、管財課と速やかに協議を行い、行政財産使用許可申請を行うようにいたします。	R3.5.18
4	農政総務課	<p>姫路市農林漁業まつり実行委員会に対する負担金について</p> <p>姫路市は姫路市農林漁業まつり実行委員会との間で協定書を作成して、負担金額等について規定し、支出の根拠を明確にしておくことが望ましい。なお、協定書には、負担金額のほか、対象事業の内容、事業の期間、負担金の精算等についても規定しておくことが望ましい。</p>	対応済	姫路市と姫路市農林漁業まつり実行委員会との間の協定書については、次のとおり対応したいと考えております。業務に必要な経費（負担金、使用料等）は、姫路市が出席している実行委員会の審議を経て決定しておりますので、適切な内容であるのか適宜、確認、検証してまいります。	R3.5.18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
5	農政総務課	月例報告の報告様式について(石倉峯相の里)	対応済	石倉峯相の里における指定管理業務以外の業務の報告は月例報告の対象ではないものの、公園を訪れた方の人数の把握に必要であることから、令和3年4月分の月例報告より必須項目と参考項目がわかるよう掲載方法を変更しました。	R3. 5. 18
		石倉峯相の里における指定管理業務以外の業務の報告は月例報告の対象ではないので、指定管理業務報告書のフォーマットから項目を削除するか、あるいは、参考情報欄を設けてそこに項目欄を移すなど指定管理業務でないことを明示した記載方法に変更するのが望ましい。			
6	農政総務課	管理棟研修室の事務所使用について(石倉峯相の里)	対応済	指定管理者が管理棟研修室で実施している業務の実態調査を行い、指定管理者の行う業務が目的外使用にあたるか検討を行った結果、管理棟研修室の一部を事務所として使用しているのは、施設周辺の良好な自然環境を活用し、市民に憩いの場を提供するという条例の設置目的を達成するための公の施設の管理業務であることから、目的外使用には当たらないものと考えております。	R3. 5. 18
		石倉峯相の里において、指定管理者が管理棟研修室の一部を事務所として使用し、公の施設の管理業務以外の業務を行っている可能性がある。実態調査を行い、目的外使用(地方自治法第238条の4第7項)に当たるかどうか検討する必要がある。			
7	農政総務課	公の施設と民間施設の混在について(石倉峯相の里)	対応済	本市が管理する石倉峯相の里は、条例上の公の施設のみであり、民間施設はあくまで周辺施設であると考えております。関係条例等に基づき検討を行いました。が、本市の対応としましては、開設当初の経緯を踏まえ、指定管理施設の管理範囲を変更するのではなく、管理者による「公の施設」と「民間施設」の管理業務の整理を行うことで、複雑な管理形態を解消できるものと考えております。	R3. 5. 18
		石倉峯相の里は、公の施設及び民間施設の両施設をもって構成されており、「公」と「民」の混在施設を同じ管理者が管理するという複雑な管理形態となっている。これに伴って多くの難題があり、簡単には対処できないので、例えば全体を公の施設にするか、あるいは、逆に全体を民間施設にするなど複雑な管理形態を解消する方法を検討するのが望ましい。			

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
8	農政総務課	<p>「そば打ち体験」の自主事業について（夢さき夢のさと） 夢さき夢のさと内のそば道場における自主事業であるそば打ち体験は、使用者がそば打ち体験を主催する指定管理者自身という状況に近く、目的外使用とも言えるため、利用実態を踏まえ、使用許可の考え方や方法を再整理・再検討する必要がある。</p>	対応済	そば道場における「そば打ち体験」が目的外使用にあたるかどうかについて検討を行いました。本格的なそば打ちができるそば道場は、「そば打ち体験」申込者が使用者として条例に基づく使用料を負担しており、その使用者に対して地元産のそば粉を使い、地産地消推進の一環として指定管理者がそば打ち指導を行うことは、施設の設置目的に合致しており、目的外使用許可申請の対象ではないものと考えております。	R3. 5. 18
9	農政総務課	<p>研修室の利用状況について（夢さき夢のさと） 夢さき夢のさとの「夢やかた」2階に設置されている研修室は、利用実績が非常に乏しいこと及び広報が不十分であることから、利用促進策及び広報について改善の検討が望まれる。</p>	対応済	研修室の利用促進に向けた方策について、指定管理者と検討を行った結果、改善策としましては、ホームページ等を活用した広報活動を強化してまいります。	R3. 5. 18
10	農政総務課	<p>農産物処理加工室の利用状況について（夢さき夢のさと） 夢さき夢のさとの「夢やかた」1階に設置されている農産物処理加工室は、令和元年度の利用実績が全くなかったこと、ホームページでは、調理室と表記されており名称が違っていること等から、利用促進策及び広報について改善の検討が望まれる。</p>	対応済	農産物処理加工室の利用実績が低いことから、利用率向上に向けた方策について検討を行った結果、農産物処理加工室は「調理室」として広報した方が市民にわかりやすいことから、施設名称を併記するなどホームページ上で工夫するほか、市民に対して施設を利用しやすいよう様々な提案を行ってまいります。	R3. 5. 18
11	農政総務課	<p>農産物処理加工室の利用状況について（夢さき夢のさと） 利用促進策を進めても利用が見込めない状況であるならば、施設の在り方を検討すべきである。</p>	対応済	利用促進策を進めても利用が見込めない場合の方針としましては、農産物処理加工室を閉鎖し、他の用途として使用できるよう、指定管理の更新時期に合わせて、条例の改正を検討してまいります。	R3. 5. 18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
12	農政総務課	<p>キャンプ場内にある調理場・トイレについて（夢さき夢のさと）</p> <p>夢さき夢のさとの指定管理者は、キャンプ場を自主事業として運営しているが、調理場・トイレについては、目的外使用許可申請の対象とはなっていない。調理場部分については、キャンプ場利用者の利用を想定した施設として扱い、指定管理者とも協議して、目的外使用許可申請の対象とする方向（併せて、目的外使用料の算定対象に加える方向）で検討することが望まれる。</p>	対応済	夢さき夢のさとのキャンプ場にある調理場部分について、目的外使用許可申請の対象とする方向で検討を行った結果、指定管理者と協議して、令和4年度の使用許可申請の更新時に、目的外使用許可申請の対象として加えるよう事務を進めてまいります。	R3. 5. 18
13	農政総務課	<p>キャンプ場の大型テントについて（夢さき夢のさと）</p> <p>夢さき夢のさとのキャンプ場エリア内に設置されている大型テントは公有財産（地方自治法第238条）に該当する建築物と言えるが、公有財産台帳には記録されていなかった。公有財産台帳に記録し直すことが望ましい。</p>	対応済	大型テントを公有財産台帳に登録した。	R4. 3. 4
14	農政総務課	<p>月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について（夢さき夢のさと）</p> <p>夢さき夢のさとの月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について、1か月分又は1年分の指定管理業務日誌のコピーを月例報告又は事業報告書とするのは、一覧性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の読者の負担も重く、望ましい方法ではない。月次又は年次の報告用フォーマットを用意して報告書を作成させるなどの指導対応が望まれる。</p>	対応済	夢さき夢のさとの「管理業務の実施状況」については、月次又は年次の業務状況が一目で把握できる一覧表を所管課でフォーマットを作成し、そのフォーマットを用いて報告書を作成させるよう指導対応を行いました。	R3. 5. 18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
15	農政総務課	<p>調理実習室の利用状況について（はやしだ交流センター）</p> <p>はやしだ交流センターには調理実習室が設けられているが、利用が低調であり、ホームページにおいては、調理実習室に関する案内や説明がなかった。利用促進策及び広報について改善の検討が望まれる。</p>	対応済	調理実習室の利用促進に向けた方策について指定管理者と検討を行った結果、改善策として、周辺地域の方々への周知やホームページ等を活用した広報活動を強化してまいります。	R3. 5. 18
16	農政総務課	<p>物販事業に係る自主事業収支状況報告書について（はやしだ交流センター）</p> <p>はやしだ交流センターの物販事業に係る損益計算書に、指定管理業務から生じる収支が含まれていた。利用料金制を採用しているため、指定管理業務に係る収支も自主事業に係る収支も全て指定管理者の収支となるが、業務仕様書によれば、自主事業に係る経費については、指定管理料とは別に経理し、自主事業実施報告書において併せて報告することとされており、改善の検討が必要である。</p>	対応済	はやしだ交流センターの物販事業のうち農産物直売所の業務については、自主事業として指定管理者が運営を行っていますが、その業務のうち生産者からの受託販売については、生産者に条例に規定する使用料を負担してもらっています。それらを踏まえ、指定管理者と協議し経理を区分するための検討を行った結果、生産者からの受託販売に係る収支については、自主事業実施報告書と区別して収支報告するよう事務改善してまいります。	R3. 5. 18
17	農政総務課	<p>林田チャレンジ農園の使用料の規定について</p> <p>姫路市市民農園条例施行規則別表で定められている林田チャレンジ農園の栽培講習付き農園（露地区画及びハウス区画）の年間使用料は2区画のセット料金と考えられる。「1区画あたり」という部分について姫路市市民農園条例施行規則別表の規定の文言を姫路市市民農園条例と整合するように再検討する必要がある。</p>	対応済	姫路市市民農園条例施行規則別表では、露地区画とハウス区画とセットで1区画として規定していますが、露地区画及びハウス区画それぞれの使用料も同別表で規定されており、2区画分として解釈することもできることから、今後の対応としましては、使用料の改定時期に合わせて条例改正を行ってまいります。	R3. 5. 18
18	農政総務課	<p>チャレンジ農園區画（栽培講習付き農園：露地区画及びハウス区画）について（林田チャレンジ農園）</p> <p>林田チャレンジ農園のチャレンジ農園區画は、本格的な農業体験を可能にし、利用者の中から、今後農業を始める人が出てくることまで期待して市民農園としては異例の大きな規模の面積を貸出している。家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図るという姫路市市民農園条例における設置目的からは少し外れる可能性があるため、農業を始めようとするを支援・応援することを同条例の設置目的に加える（立案の）検討を行うことが望ましい。</p>	対応済	農業を始めようとする人を支援・応援することを同条例の設置目的に加える（立案の）検討を行いました。が、林田チャレンジ農園のチャレンジ農園區画は、大きな区画と栽培講習を活用して、それらを実現するためのきっかけとしてもらうこと期待しているものの、あくまでも市民農園としてとして利用してもらうことが目的であることから、現状の条例に規定する設置目的に合致しているものと考えております。	R3. 5. 18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
19	農政総務課	清掃作業報告書について（仁色ふるさと農園） 仁色ふるさと農園の業務仕様書では、清掃作業報告書の提出に関し、月ごとに清掃作業を業務日誌により整理し、報告すると定められているが、管理日誌（業務日誌のこと）には、清掃作業に関する項目を記載するための専用の欄が設けられていない。例えば月例報告において、作業項目欄を設けてチェックを入れる報告形式を求めるなど、清掃作業報告の改善方法について検討する必要がある。	対応済	日常業務としての清掃作業内容を報告させるため、仁色ふるさと農園の指定管理者に指示し、業務日誌の様式を変更し、作業項目欄を設けて清掃作業報告を行うように改善しました。	R3. 5. 18
20	農政総務課	月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について（仁色ふるさと農園） 仁色ふるさと農園の月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について、1か月分又は1年分の指定管理業務日誌のコピーを月例報告又は事業報告書とするのは、一覧性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の読者の負担も重く、望ましい方法ではない。月次又は年次の報告用フォーマットを用意して報告書を作成させるなどの指導対応が望まれる。	対応済	仁色ふるさと農園の「管理業務の実施状況」については、月次又は年次の業務状況が一目で把握できる一覧表を所管課でフォーマットを作成し、そのフォーマットを用いて報告書を作成させるよう指導対応を行いました。	R3. 5. 18
21	農政総務課	決算書類の提出について（仁色ふるさと農園） 仁色ふるさと農園の業務仕様書では、指定管理者に対し、決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）の提出を求めているが、令和元年度について提出がなく、業務仕様書に従った報告とは言えない（指定管理業務収支報告書の提出はある）。市は、指定管理者に対して、決算書類を提出するよう指導することが望まれる。	対応済	仁色ふるさと農園の指定管理者に対し、業務仕様書に基づき、決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）を提出するよう指導対応を行いました。	R3. 5. 18
22	農政総務課	指定管理者制度導入のメリットについて（仁色ふるさと農園） 仁色ふるさと農園においては、指定管理者に使用許可や使用料の徴収に関する事務がなく、また、自主事業も行われていない。現状では、民間経営者の創意工夫を發揮できる場面があまりなく、指定管理者制度導入のメリットを享受することが難しい。指定管理者制度を継続する必要があるか再検討するとともに、継続する場合は、例えば自主事業を積極的に行うなど民間経営者の発想を活かせる場面を増やす制度設計が望まれる。	対応済	仁色ふるさと農園の指定管理者である仁色地域営農生産組合は、稲作及び転作作業の共同化を図るとともに、地域の発展に資することを目的としており、農園管理に関して優れたノウハウを有していることから、指定管理者制度により効果的な管理運営ができると考えております。また、指定管理者の自主事業として、芋ほりイベントの提案や利用者の耕作請負業務などを実施するよう指導してまいります。	R3. 5. 18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
23	農政総務課	<p>月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について（南恒屋ふれあい農園）</p> <p>南恒屋ふれあい農園の月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について、1か月分又は1年分の指定管理業務日誌のコピーを月例報告又は事業報告書とするのは、一覧性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の読者の負担も重く、望ましい方法ではない。月次又は年次の報告用フォーマットを用意して報告書を作成させるなどの指導対応が望まれる。</p>	対応済	南恒屋ふれあい農園の「管理業務の実施状況」については、月次又は年次の業務状況が一目で把握できる一覧表を所管課でフォーマットを作成し、そのフォーマットを用いて報告書を作成させるよう指導対応を行いました。	R3. 5. 18
24	農政総務課	<p>指定管理料収支状況報告書及び決算書類の提出について（南恒屋ふれあい農園）</p> <p>市は、南恒屋ふれあい農園の指定管理者に対して、業務仕様書に従って、自主事業収支を含めた全ての収支を反映した管理組合の収支決算書を作成し、貸借対照表と併せて提出するよう指導することが望ましい。また、管理組合の収支決算書とは別に、自主事業収支を除いて指定管理料収支状況報告書を作成し、提出するよう指導することが望ましい。</p>	対応済	南恒屋ふれあい農園の指定管理者に対して、管理組合の収支決算書及び指定管理料収支状況報告書を作成し、提出するよう指導しました。	R3. 5. 18
25	農政総務課	<p>プランター農園の使用料の決定方法について（南恒屋ふれあい農園）</p> <p>南恒屋ふれあい農園におけるプランター農園の使用料については、使用料の金額そのものを姫路市市民農園条例施行規則へ委任している状態とあまり変わらなくなっている。地方自治法第228条第1項では、使用料に関する事項は条例で定めなければならないとされており、その運用に際しては、使用料の金額そのものを規則に委任することは適当ではないとされている。現状のプランター農園の使用料の決定方法については、地方自治法の趣旨に照らすと、望ましい方法とは言えないので、改善の検討が必要である。</p>	対応済	現状のプランター農園に限らずその他の区画の使用料の決定方法について改善の検討を行った結果、地方自治法の趣旨に従い、使用料の決定に係る条例の規定を改正することとし、使用料の改定時期に合わせて事務を進めてまいります。	R3. 5. 18
26	水産漁港課	<p>姫路栽培漁業センター改善整備事業補助金に係る消費税等の取扱いについて</p> <p>監査実施時点では、姫路市漁業協同組合の令和2年12月期の消費税の申告期限は到来していないが、水産漁港課は、交付要綱の規定に従い、消費税等の確定申告の結果をしかるべき時期に適切にフォローすることが望まれる。</p>	対応済	交付要綱の規定に従い、姫路市漁業協同組合の確定申告内容を確認しました。	R3. 5. 18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
27	水産漁港課	アサリ稚貝養殖実験業務委託契約の見積書について	対応済	詳細な積算内容を記載した見積書を入手しました。	R3.5.18
		アサリ稚貝養殖実験業務委託の見積書は「業務委託一式」として作成されており、詳細な積算内容を記載した見積内訳書が添付されていない。契約金額の妥当性が検証できないことになりかねないため、必ず見積内訳書を入手することが望ましい。			
28	水産漁港課	網干かき祭り実行委員会負担金の歳出科目について	対応済	関係課と協議した結果、負担金で支出することが適当であるため、令和4年度予算については流用で対応し、令和5年度予算からは負担金で予算要求する。	R4.3.4
		市は、網干かき祭り実行委員会に負担金を支出しているが、歳出科目の細節は、補助金となっている。同委員会の構成員には姫路市が含まれており、姫路市が構成員となっている同委員会に対して、姫路市が補助金を支給するという状態になっているため、現在の歳出科目の細節である補助金が適切であるか再度検討する必要がある。			
29	水産漁港課	網干かき祭り実行委員会に対する負担額について	対応済	令和3年度の実行委員会において、各団体の負担額が適正となるよう、姫路市の負担金額を下げ、他団体の負担金額を増やす見直しを行った。	R4.3.4
		姫路市としては、網干かき祭り実行委員会に対する現状の各団体の負担額が適正なものになっているかを再検討し、適正でなければ、各団体に応分の負担を求めることが望ましい。			
30	水産漁港課	網干かき祭り実行委員会の繰越金の取扱いについて	対応済	令和3年度から、余剰金は精算するよう実行委員会で決定した。	R4.3.4
		姫路市としては、負担金（補助金）の交付先である網干かき祭り実行委員会に対し、事業完了時の余剰金は少額であっても残さず、その年度に精算させることを検討する必要がある。			
31	水産漁港課	遊漁センターの安全対策備品の保管について	対応済	救命ボートとオールは同じ場所へ保管し、指定管理者へ安全対策配慮の指導を行いました。	R3.5.18
		遊漁センターの市の備品に安全対策として救命ボート及びオールが設置されているが、オールが救命ボートのそばになく、別の場所に保管されていた。救命ボートはオールと一緒にあって、初めて安全対策として十分に機能するため、指定管理者に安全対策に十分配慮するように指導をすることが望ましい。			

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
32	水産漁港課	現金管理について(遊漁センター) 遊漁センターの施設は夜間には無人になるが、多額の釣り入場料を保管する場合があります。盗難等のリスクが高くなるため、安全対策を検討する必要があります。	対応済	入場料は金庫等へ保管し、仕様書の定めを通り期日内に金融機関へ納金するよう指導しました。	R3. 5. 18
33	水産漁港課	指定管理者の公募について(遊漁センター) 遊漁センターの指定管理者の公募には最終的に一者のみが応じたが、過去に説明会に参加した団体、指定管理者に応募する可能性のある団体等に対して、応募に当たって問題となる可能性がある点などについてヒアリングを実施するなど、新規応募者の参加を促すような募集手続に改善することが望まれる。	不対応(対応困難等)	既に、現指定管理者から、応募にあたっての問題点等のヒアリングを行っています。釣り施設という特殊な管理についてノウハウ等を持つ業者自体が少ないため、指定管理料の増加以外に効果的な改善策を見出すことは困難と考えます。	R3. 5. 18
34	水産漁港課	施設の修繕について(遊漁センター) 遊漁センターの釣り台金属製の柵の一部が欠落している箇所が散見された。予算上の制約があるにしても、市の施設として開設する以上は、十分な安全対策を講じることが地方公共団体の義務である。現状の同施設の状況が市民の目からみて、安全対策が十分になされた施設といえる状態であるかについて再度検討し、必要な修繕を実施することが望ましい。	対応済	遊漁センターの柵、歩廊に関して、継続して可能な限り安全対策を実施しています。令和2年度も、令和3年2月に手すり2箇所、足場1箇所の補修を行っており、引き続き安全対策に努めます。	R3. 5. 18
35	水産漁港課	施設の修繕費の管理について(遊漁センター) 所管課は、遊漁センターの施設の修繕必要箇所を適切に把握し、指定管理者と当該情報を共有しつつ、修繕が適時に実施されるように指定管理者を指導する必要があります。当初予算の修繕費金額に実績金額が満たない場合は、予算未消化分の返還を求めるといった仕組みも有用と考えられるので、指定管理者が適時に修繕を実施する仕組みの構築を検討する必要があります。	対応済	遊漁センターの修繕箇所の確認を、年2回、指定管理者立会いの下実施し、適切な時期に修繕を実施するよう指定管理者に指導を行います。また、予算未消化の返還等の仕組みについては、指定管理者制度担当課が検討しています。	R3. 5. 18
36	水産漁港課	遊漁センターの利用促進について(遊漁センター) 姫路市立遊漁センター条例では、市が使用する場合を除いては、具体的な減免対象が規定されていないが、他の指定管理者施設では、減免対象を具体的に明記している。来場者の少ない時期には特定の来場者に入場料を減免するなどの施策を検討し、施設のより一層の利用促進を計ることが望まれる。	対応予定	他施設の減免内容を考慮し、遊漁センターの実情に合うような形で検討します。	R3. 5. 18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
37	農林整備課	<p>文書管理システムにおける決裁後の処理について（農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備）</p> <p>農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備に関して、定期的に自課で起案した文書の状態をシステムで検索し、決裁後処理が適切に行われているかどうかを確認することが望ましい。</p>	対応済	<p>今後は、定期的に自課で起案した文書の状態をシステムで検索し、決裁後処理が適切に行われているかどうかを確認します。</p>	R3. 5. 18
38	農林整備課	<p>工事契約の変更について（農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備）</p> <p>農村地域防災減災事業及び農業基盤施設災害復旧事業に係る工事において、契約金額や工期の変更といった工事契約の変更が常態化しているような事態は、契約機会の公平性、経済性を確保する競争入札の意義が失われる可能性があるため、好ましいことではない。工事の設計時に事前の調査や近隣住民等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、契約変更の件数を減らすように努力することが望まれる。</p>	対応済	<p>調査・設計に要する費用と工事費のバランス、費用対効果を考慮しつつ、設計時における事前調査や、地域の関係者との工事内容や実施時期について協議を行い、当初の設計内容に可能な限り反映させ、契約の変更事項の縮減に努めます。</p>	R3. 5. 18
39	農林整備課	<p>契約変更により設計金額が1千万円以上となった工事について</p> <p>おおむね1千万円未満の工事は、契約の方法を指名競争入札とすることができるが、契約の変更により設計金額（税込）が1千万円以上となっているものがみられた。工事の発注段階において一般競争入札を避ける意図があるのではないかとの誤解を生むおそれがあるため、今後は、そのような誤解が生じることを避けるためにも、当初の設計時に事前の調査や近隣住民等へのヒアリングを十分に実施し、可能な限り契約変更が生じないようにすることが望ましい。</p>	対応済	<p>調査・設計に要する費用と工事費のバランス、費用対効果を考慮しつつ、設計時における事前調査や、地域の関係者との工事内容や実施時期についての協議を行い、当初の設計内容に可能な限り反映させ、契約の変更事項の縮減に努めます。</p>	R3. 5. 18
40	農林整備課	<p>市単独土地改良助成事業に係る補助金交付について</p> <p>市単独土地改良事業補助金の対象事業の業者選定については、所管課において運用方針を定めているが、これを課の内部規程から要綱に格上げするなど、規程の整理を行うことを検討することが望ましい。</p>	対応済	<p>令和3年6月に、市単独土地改良事業に係る補助事業の認定基準等を定める要綱の一部を改正し、運用方針の内容を追加しました。</p>	R3. 9. 29

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
41	農林整備課	<p>市単独土地改良助成事業に係る補助金交付について</p> <p>姫路市が市単独土地改良事業補助金の事業主体に補助金交付申請書の添付書類として工事業者の推薦依頼書の提出を求めるのであれば、市単独土地改良事業補助金補助金交付規則第7条第6号の「その他市長が必要と認める書類」であるとする定めを要綱等に置くことが望ましい。</p>	対応済	事業者からの補助金交付申請において、工事業者の推薦依頼は、必ず書面での提出を求めているわけではないため、「市単独土地改良事業に係る補助事業の認定基準等を定める要綱」の一部を改正し、「契約の相手方は、事業者の依頼により市長が推薦する者の中から選定すること」を工事請負契約の締結の要件として定めた。	R3. 9. 29
42	農林整備課	<p>藤ノ木山自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について</p> <p>藤ノ木山自然公園の土地使用貸借契約書中にある、姫路市と土地の貸主との間で地上物件の通常管理の委託契約を締結する旨の規定は、できるだけ早い時期に見直すことが望ましい。</p>	対応済	地上物件の通常管理の委託契約を締結する旨の規定を削除する契約変更を行いました。	R3. 5. 18
43	農林整備課	<p>藤ノ木山自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について</p> <p>藤ノ木山自然公園の地上物件の通常管理業務の内容は、他の事業者でも実施可能なものである。土地所有者に委託する現行の場合と、他の事業者に委託する場合とについて、経済性や業務の有効性を比較し、ゼロベースで検討することが望まれる。</p>	対応済	現行の場合と、他の事業者に委託する場合とについて、経済性や業務の有効性を比較し、ゼロベースで検討した結果、現行の場合の方が、経済的にも業務の有効性からも有利であったため、現行どおり土地所有者に委託しました。	R3. 5. 18
44	農林整備課	<p>牧野自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について</p> <p>牧野自然公園の土地使用貸借契約書中にある、姫路市と土地の貸主との間で地上物件の通常管理の委託契約を締結する旨の規定は、できるだけ早い時期に見直すことが望ましい。</p>	対応済	地上物件の通常管理の委託契約を締結する旨の規定を削除する契約変更を行いました。	R3. 5. 18
45	農林整備課	<p>牧野自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について</p> <p>牧野自然公園の地上物件の通常管理業務の内容は、他の事業者でも実施可能なものである。土地所有者に委託する現行の場合と、他の事業者に委託する場合とについて、経済性や業務の有効性を比較し、ゼロベースで検討することが望まれる。</p>	対応済	現行の場合と、他の事業者に委託する場合とについて、経済性や業務の有効性を比較し、ゼロベースで検討した結果、現行の場合の方が、経済的にも業務の有効性からも有利であったため、現行どおり土地所有者に委託しました。	R3. 5. 18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
46	農林整備課	<p>文書管理システムにおける決裁後の処理について（林業の振興及び森林の保全整備）</p> <p>林業の振興及び森林の保全整備に関して、定期的に自課で起案した文書の状態をシステムで検索し、決裁後処理が適切に行われているかどうかを確認することが望ましい。</p>	対応済	<p>今後は、定期的に自課で起案した文書の状態をシステムで検索し、決裁後処理が適切に行われているかどうかを確認します。</p>	R3. 5. 18
47	農林整備課	<p>市有林について</p> <p>今後、農林整備課が市有林に対する方針を検討するにあたっては、市有林が地域全体の森林の施業と経済効果、さらに森林の保全と利用の具体策の核となることが可能であるという点を考慮することが望ましい。</p>	対応済	<p>農林整備課が所管している施業用の市有林については、森林法に基づく森林経営計画に基づき順次、施業を行っております。</p> <p>平成27年には、周辺の森林所有者と共同で、市有林を核とする森林経営計画を策定し、平成27年から令和2年にかけて施業を行いました。</p> <p>今後も、市有林が地域全体の森林の施業と経済効果、さらに森林の保全と利用の具体策の核となることが可能であるという点を考慮し、森林経営計画に基づき計画的に施業を行います。</p>	R3. 5. 18
48	農林整備課	<p>姫路市森林補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>補助金交付に係る要綱や要領を改正する際には、制定時の決裁書や過去の改正に係る決裁書について、文書管理システム上、施行等の決裁後処理が適正に行われているか否かを確認のうえ、決裁後の処理が適正に行われていなければ、これに対する対応を済ませたうえで、改正の事務処理を進めることが望ましい。</p>	対応済	<p>今後は、定期的に自課で起案した文書の状態をシステムで検索し、決裁後処理が適切に行われているかどうかを確認します。</p>	R3. 5. 18
49	農林整備課	<p>条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書について</p> <p>条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書については、現在、補助対象事業者が土地所有者ではない場合には、土地所有者が作成して補助対象事業者に提出し、それを受けて補助対象事業者が市長に提出するという運用を行なっているが、条件不利地間伐推進事業実施要領の規定を現在の実際の運用に合った内容となるように改正することが望ましい。</p>	対応済	<p>条件不利地間伐推進事業実施要領の規定を、実際の運用に合った内容となるように改正しました。</p>	R3. 5. 18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
50	農林整備課	<p>姫路市森林・林業体験フェア実行委員会負担金について</p> <p>森林・林業体験フェアの開催にあたって実行委員会方式を続けるのであれば、姫路市としては、姫路市のみが負担金を支出していることや、現在の負担金の額が、イベント開催の意義や実行委員会のあり方から考えて適正なものになっているかどうかについて再検討し、適正でないと判断されれば、姫路市以外の団体にも応分の負担金の支出を求めていくことが望ましい。また、負担金の繰越金の額が多額にならないよう、繰越金の利用額を含めて予算を検討し、負担金の支出額を算定することが望ましい。</p>	不対応 (対応困難等)	森林・林業体験フェアについては、令和4年度の開催をもってイベントの開催意義を達成したことから、事業を終了し、主催団体（姫路市森林・林業体験フェア実行委員会）は、解散します。	R5.3.2
51	農林整備課	<p>姫路市職員による姫路市森林・林業体験フェア実行委員会事務局の事務の執行等について</p> <p>農林整備課としては、森林・林業体験フェア実行委員会の姫路市以外の構成団体も事務局機能を担うことが可能となるように、姫路市以外の構成団体に適切な支援を行うことを検討することが望ましい。</p>	対応済	<p>令和4年度から、実行委員会の姫路市以外の構成団体にも、事務局機能の一部を担っていただくよう変更しました。具体的な内容は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①兵庫県姫路農林水産振興事務所 兵庫県の出展予定団体との出展調整 ②中はりま森林組合 地元出展予定団体及び林業事業体等との出展調整 ③安富北地区連合自治会 安富北地区における出展要請 ④安富南地区連合自治会 イベント当日における会場警備 ⑤やすとみ人と自然との交流促進委員会 会場となるグリーンステーション鹿ヶ壺の利用者調整 	R4.9.9

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
52	農林整備課	<p>姫路市職員による姫路市森林・林業体験フェア実行委員会事務局の事務の執行等について</p> <p>現在姫路市が森林・林業体験フェア実行委員会に対して負担しているマンパワーが、イベント開催の意義や実行委員会のあり方から考えて適正なものになっているかどうかについて再検討し、適正でないと判断されれば、姫路市以外の構成団体にも応分のマンパワーの負担を求めていくことが望ましい。</p>	対応済	<p>令和4年度から、実行委員会の姫路市以外の構成団体にも、事務局機能の一部を担っていただくよう変更しました。具体的な内容は下記のとおりです。</p> <p>①兵庫県姫路農林水産振興事務所 兵庫県の出展予定団体との出展調整</p> <p>②中はりま森林組合 地元出展予定団体及び林業事業体等との出展調整</p> <p>③安富北地区連合自治会 安富北地区における出展要請</p> <p>④安富南地区連合自治会 イベント当日における会場警備</p> <p>⑤やすとみ人と自然との交流促進委員会 会場となるグリーンステーション鹿ヶ壺の利用者調整</p>	R4.9.9
53	農林整備課	<p>農林整備課の所管する工事の設計・施工管理を北部農林事務所へ依頼した事例について</p> <p>農林整備課の所管する工事の設計・施工管理を他の所属に依頼することになった場合、その理由や、依頼に至るまでの協議の過程についても書面として残しておく、しかるべき権限者の決裁を得ておくことが望ましい。</p>	対応済	<p>今後は、農林整備課の所管する工事の設計・施工管理を他の所属に依頼することになった場合、その理由や、依頼に至るまでの協議の過程についても書面として残し、しかるべき権限者の決裁を得るよう改めます。</p>	R3.5.18
54	農林整備課	<p>農林整備課の所管する工事の設計・施工管理を北部農林事務所へ依頼した事例について</p> <p>農林整備課の所管する工事の設計・施工管理を北部農林事務所に依頼した事例は、実質的には依頼先の事業となってしまったとも考えられるため、依頼先の所属の業務量に関する余裕と、依頼元と依頼先との間での協議や調整の煩雑さを十分に比較考量したうえで、対象事業に関する予算を依頼先に再配当して事業を依頼先の所管とすることについても検討してみることが望ましい。</p>	対応済	<p>今後は、対象事業に関する予算を依頼先に再配当して事業を依頼先の所管とします。</p>	R3.5.18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
55	農林整備課	工事契約の変更について（林業の振興及び森林の保全整備） 林業の振興及び森林の保全整備に関する工事について、契約変更が常態化し、当たり前になってしまうと、競争入札の意義が失われてしまうおそれがある。設計時における事前の調査や、関係団体、地権者等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、結果として契約の変更、特に契約金額の増加や工期の延期を伴うものを減らすよう努力することが望まれる。	対応済	調査・設計に要する費用と工事費のバランス、費用対効果を考慮しつつ、設計時における事前調査や、地域関係者と工事内容や実施時期について協議を行い、当初の設計内容に可能な限り反映させ、契約の変更事項の縮減に努めます。	R3. 5. 18
56	農林整備課	自然公園管理業務委託の見積書について 契約の方法を一者随意契約とする場合には、相手方から徴収する見積書は積算内訳も記載された様式のものとするか、あるいは相手方から徴収する見積書に見積金額のみが記載されているときには、相手方に見積金額の内訳書も添付してもらうようにし、農林整備課において見積金額が適切に積算されているものであるかどうかを検証することが望ましい。	対応済	相手方に見積金額の内訳書の添付を求めることとし、農林整備課において見積金額が適切に積算されているものであるかどうかを検証します。	R3. 5. 18
57	農林整備課 (北部農林事務所) ※R3. 4月組織改正	鳥獣害防止総合対策関係補助金交付要綱の改正について 鳥獣害防止総合対策関係の補助金の中には、令和元年度の交付分について、結果として市交付要綱に規定がないまま交付されていたと評価される可能性のある状態になってしまったものがあつた。今後においては、市交付要綱の改正の要否の判断については、適時になされることが望まれる。	対応済	すでに要綱改正を行っておりますが、今後は、市交付要綱の改正にかかる要否の判断については、適時に行うこととします。	R3. 5. 18
58	農林整備課 (北部農林事務所) ※R3. 4月組織改正	狩猟体験会開催支援補助金の事務処理について 狩猟体験会開催支援補助金の交付事務は、実質的には農林整備課が所管していると考えられるので、今後においては予算を北部農林事務所に再配当せず、農林整備課の予算として執行することも検討することが望ましい。	対応済	令和2年度より、狩猟体験会開催支援事業の交付事務は、再配当した予算を農林整備課に戻して農林整備課の所管として執行しております。また、令和3年度の組織改正のより、鳥獣対策室が北部農林事務所に移管され、鳥獣対策事業を一本化しております。	R3. 5. 18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
59	農林整備課 (北部農林事務所) ※R3.4月組織改正	狩猟体験会開催支援補助金の事務処理について 鳥獣被害防止対策に関して、事務事業の実施の方法が変更された場合や、また、新規の事務事業を実施することになった場合には、予算配当や実施の計画の段階で、農林整備課と北部農林事務所のどちらの主管とするかについて、事務事業の内容や各所属のマンパワーを考慮したうえでの十分な協議が必要である。	対応済	鳥獣対策室を北部農林事務所の所管とする組織改正により、鳥獣対策の主管を一本化しました。	R3.5.18
60	農林整備課 (北部農林事務所) ※R3.4月組織改正	姫路市職員による姫路市鳥獣害防止対策協議会の事務の執行について 農林整備課内において、姫路市が交付する各種補助金に係る事務の執行と、姫路市鳥獣害防止対策協議会の事務局としての事務の執行を明確に区分したうえで、同じ担当者が両方に関わることがないようにし、上席者によるチェックを徹底するなど、姫路市の補助金の執行における事務処理上のリスクを低減する方策を検討することが望ましい。	対応済	令和3年度の事務分担において、姫路市の補助金の執行事務と鳥獣害防止対策協議会の担当者を分離するとともに、上席者によるチェックを徹底するようにします。	R3.5.18
61	北部農林事務所	地籍調査における認証請求の遅延について 平成27年度から令和元年度までの間に業務委託により作成された地籍図等について、閲覧期間が経過した後、認証請求を行うまでの期間が1年を超えたケースが複数発生している。閲覧期間が経過した後、認証請求を行うまでの期間を短縮するよう、最大限努力することが望まれる。	対応済	令和元年度時点で、地籍図等の認証請求が1年以上経過したものが2件ありましたが、既に認証請求を行っております。更に、申請が可能となった1件についても、認証請求を行っており、現在、認証請求の遅延はなくなっております。 令和2年9月に国土交通省から認証請求を遅滞なく行う旨の通知があり、今後は、閲覧期間終了後、書類が整い次第、速やかに認証請求を行いたいと考えております。	R3.5.18
62	北部農林事務所	森林病虫害被害木景観伐倒処理業務委託に係る予定価格について 森林病虫害被害木景観伐倒処理の外部委託において、適正な積算に基づく設計書の金額の一部を控除して予定価格の設定が行われていた(歩切り)。適正な予定価格の設定に向けた見直しを行うことが望ましい。	対応済	森林病虫害被害木景観伐倒処理の外部委託において、設計金額の一部を控除して予定価格を設定(歩切り)しては行われていたが、令和2年度から、適正な予定価格を設定し、外部委託を行っております。	R3.5.18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
63	北部農林事務所	備品の貸付けについて（北部農林事務所） 「鳥獣被害防止対策依頼書」には、姫路市の備品の貸付けにあたっては無償であることを記載することが望ましい。	対応済	「鳥獣被害防止対策協力依頼書」に、備品の貸付けにあたっては無償であることを記載します。	R3.5.18
64	北部農林事務所	鳥獣被害防止に関する事務処理について 通常の起案・決裁のルートとは異なるルートにより事務処理が行われている場合、そのルートや、ルートが通常と異なっている理由を書面により明らかにしておくことが望まれる。	対応済	狩猟体験会開催支援補助金の交付事務は、令和2年度より、農林整備課が所管し執行しており、北部農林事務所は再配当を受けておりません。また、決裁ルートが異なる起案文書となる場合は、その理由を記載します。	R3.5.18
65	北部農林事務所	鳥獣被害防止に関する事務処理について 現状のように、鳥獣被害の防止に関する事務事業を執行する組織が農林整備課（鳥獣対策室）と北部農林事務所に分かれていることが鳥獣被害の防止に関する事務事業の執行にとって最適なものであるのかどうかについては、農林水産部全体の課題として検討してみることが望まれる。	対応済	令和3年4月1日付組織改正により鳥獣対策室が北部農林事務所内に移動し、組織が分割されている状態は解消されました。	R3.5.18
66	北部農林事務所	「『竹取の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」について 竹取の郷の来園者に記帳してもらっている「使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」は、使用許可申請書や使用許可書ではないため、来園者名簿の目的に合ったフォーマットに変えることが望ましい。	対応済	「使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」は、目的に合った様式に変更しました。	R3.5.18
67	北部農林事務所	公有財産の台帳管理について（竹取の郷） 公有財産台帳には、竹取の郷について、工作物等、不動産の従物に関する記録が見当たらない。竹取の郷の東屋1、東屋2及び駐車場等の舗装について、公有財産に該当するものがないか調べ直し、公有財産台帳に載せるべきかを検討する必要がある。	対応済	東屋については、公有財産台帳に登録した。施設内の舗装については、管財課と協議し、耐用年数を経過していることから登録しないこととした。	R4.3.4

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
68	北部農林事務所	<p>指定管理者制度導入のメリットについて（竹取の郷） 竹取の郷については、指定管理者に地域住民等で組織された団体が選任されているが、使用許可に関する事務がほとんどなく、使用料徴収も不要で、さらに自主事業も行われていないという現状では、指定管理者制度導入のメリットを享受することが難しい。指定管理者制度を継続するか再検討する必要がある。</p>	対応予定	指定管理者制度を継続しない場合は、農村公園の管理業務を委託する必要がありますが、委託業務にすることで、課題等が生じることが考えられるため（注）、基本協定の終期である、令和5年度までに方向性を検討したいと考えております。 （注）設置経緯等を踏まえて地域住民等の理解が得られるか、市の費用負担が増加していかないか、姫路市農村公園条例の目的が担保できるか など	R3. 5. 18
69	北部農林事務所	<p>財務状況の把握について（竹取の郷） 竹取の郷の指定管理者の財務状況を把握するためには、収支計算書の入手及び資産状況の把握だけでなく、負債状況の把握も望まれる。</p>	対応済	農村公園竹取の郷の指定管理業務の中で、毎事業年度終了後受ける収支計算書で、負債と言えるものは水道代、電気代しかいないため、報告書の中にその旨を記載するように指導します。	R3. 5. 18
70	北部農林事務所	<p>「『荒木の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」について 荒木の郷の来園者に記帳してもらっている「使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」は、使用許可申請書や使用許可書ではないため、来園者名簿の目的に合ったフォーマットに変えることが望ましい。</p>	対応済	「使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」は、目的に合った様式に変更しました。	R3. 5. 18
71	北部農林事務所	<p>公有財産の台帳管理について（荒木の郷） 公有財産台帳には、荒木の郷について、工作物等、不動産の従物に関する記録が見当たらない。荒木の郷の東屋1、東屋2、東屋3、ローラー滑り台及び駐車場等の舗装について、公有財産に該当するものがないか調べ直し、公有財産台帳に載せるべきかを検討する必要がある。</p>	対応済	東屋及びローラー滑り台については、公有財産台帳に登録した。 施設内の舗装については、管財課と協議し、耐用年数を経過していることから登録しないこととした。	R4. 3. 4

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
72	北部農林事務所	指定管理者制度導入のメリットについて（荒木の郷） 荒木の郷については、指定管理者に地域住民等で組織された団体が選任されているが、使用許可に関する事務がほとんどなく、使用料徴収も不要で、さらに自主事業も行われていないという現状では、指定管理者制度導入のメリットを享受することが難しい。指定管理者制度を継続するか再検討する必要がある。	対応予定	指定管理者制度を継続しない場合は、農村公園の管理業務を委託する必要がありますが、委託業務にすることで、課題等が生じることが考えられるため（注）、基本協定の終期である、令和5年度までに方向性を検討したいと考えております。 （注）設置経緯等を踏まえて地域住民等の理解が得られるか、市の費用負担が増加していかないか、姫路市農村公園条例の目的が担保できるか など	R3. 5. 18
73	北部農林事務所	財務状況の把握について（荒木の郷） 荒木の郷の指定管理者の財務状況を把握するためには、収支計算書の入手及び資産状況の把握だけでなく、負債状況の把握も望まれる。	対応済	農村公園荒木の郷の指定管理業務の中で、毎事業年度終了後受ける収支計算書で、負債と言えるものは水道代、電気代しかないと、報告書の中にその旨を記載するように指導します。	R3. 5. 18
74	北部農林事務所	姫路市のホームページにおける北部農山村地域活性化構想の公開について 北部農林事務所が所管する「北部農山村地域活性化構想」及び「北部農山村地域活性化基本計画」は、姫路市のホームページでは農業委員会のページに搭載されているが、所管部署である北部農林事務所のページに搭載することが望ましい。	対応済	北部農林事務所のページに搭載しました。	R3. 5. 18
75	北部農林事務所	北部農林事務所の歳出予算等について 北部農林事務所が執行する予算は、農政総務課及び農林整備課から北部農林事務所に再配当されたうえで、同事務所において執行されているが、農林水産部としては、北部農林事務所の予算の執行のプロセスについて、メリットとデメリットを比較衡量し、長期的な課題として検討していくことが望まれる。	不対応（対応困難等）	再配当に基づく予算の執行については、予算編成における財政局の考え方に基づくものであるため、農林水産部のみでの対応は困難であると認識しております。	R3. 5. 18
76	北部農林事務所	北部農林事務所の歳出予算等について 北部農林事務所の分掌事務については、農林水産部の中で考え方が統一されていない。このことは、農林整備課と北部農林事務所との間での事務事業の分担についての考え方にも影響を与える可能性があるため、農林水産部の中で考え方を統一しておくことが望ましい。	対応済	北部農林事務所の分掌事務のうち、意見のあった事務の考え方については、「編入前の夢前町、香寺町及び安富町の区域における産業局農林水産部に属する課の所掌する事務」として、所属内の考え方を統一しました。	R3. 5. 18

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
77	農業振興センター	備品の管理について（農業振興センター）	対応済	備品シールの貼付漏れ及び備品台帳の記載誤りは、直ちに修正しました。 長期間使用していない備品については、他の同等品の部品取り用として保管している物を除き、廃棄等の処理を速やかに進め、備品廃棄台帳で管理します。	R3. 5. 18
		農業振興センターにおいて、備品シールの貼付漏れが1件（実査実施中に対応済）、備品台帳の設置場所の記載誤りが1件あった。また、長期間にわたって使用していない備品や、今後明らかに利用する見込みのない備品については、速やかに廃棄や譲渡等の処理をすることが望ましい。			
78	農業振興センター	薬品庫管理簿について（農業振興センター）	対応済	直ちに薬品庫管理簿の様式を見直し、在庫管理を行っております。	R3. 5. 18
		農業振興センターの薬品庫管理簿には、月中の入出庫状況だけでなく、前月末・当月末残欄も設けて、常に月末現在の在庫を把握できるような様式により作成し、在庫管理を行うことが望ましい。			
79	農業振興センター	自動販売機設置に伴う施設使用料について（農業振興センター）	対応済	土地の貸付については、消費税法第6条第1項の規定により非課税となっております。 なお、様式につきましては、消費税に関する記載内容について誤りがあるため、所管課において改訂を予定しております。	R3. 5. 18
		農業振興センターにおいて行政財産の目的外使用許可を行っている自動販売機の設置手数料については、令和元年10月1日の消費税率引き上げにより、10月1日以降は、行政財産使用許可書に記載のとおり、引き上げ後の税率10%を適用して請求することができたと考えられるが、引き上げ前と同額で請求している。令和元年10月1日以降については、税率を10%として計算することができるので、使用料の増額を検討することが望ましい。			
80	農業振興センター	太陽光発電システムについて（農業振興センター）	対応予定	令和3年2月から売電単価が3分の1となりましたが、発電により自家消費50万円相当額の軽減と、売電による7万円の収入額が見込まれます。このため当面の間は、現設備を維持していきたいと考えていますが、将来的には、経年劣化にともなう発電量の低下や修繕費の増大等が予測されるため、費用対効果を見極めながら設備の存続について検討していきます。	R3. 5. 18
		農業振興センターには太陽光発電装置が設置されており、売電を行っているが、近い将来に買取価格が低下することを見据えて、故障による修繕や通常のメンテナンスについては、費用対効果を考慮したうえで実施を検討することが望ましい。			

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
81	農業振興センター	物品の貸与について（農業振興センター） 農業振興センターの予算で購入した物品を農政総務課が所管する林田チャレンジ農園に貸与しているが、その必要性や返却期限等を記載した書面を確認できなかった。当該貸与については、実質的には歳出予算の項間の流用であるという疑念を抱かれる可能性もないとはいえないので、貸与であることを明確にするため、貸与の必要性や返却期限等を記載した書面を作成し、所長の決裁を受けておくことが望ましい。	対応済	当該物品については、現在、農政総務課から返却を受け、農業振興センター内で使用しています。今後、同様の事案が生じた場合には、貸与先の所属に借用の必要性や返却期限等を記載した書面を提出させ、所属長決裁を行うことにより適正に処理していきます。	R3. 5. 18
82	農業委員会	市長の権限に属する事務の委任又は補助執行に関する協議書などの作成について 農業委員会事務局長の「専決」について、地方自治法上、市長と農業委員会は別箇の執行機関であることから、誰の補助機関として行うものかを明らかにしておくことが望ましい。	対応予定	令和3年度以降の補助執行に係る市長と農業委員会との協議について、調整を進めている。協議書作成後、その内容を周知するため例規集に登載することとした。	R3. 5. 14
83	農業委員会	農業委員会の総会の傍聴について 農業委員会の会議（総会）の傍聴を希望する人に対して、傍聴の手続きや個人情報の保護に関する事項等を含め、どのように対応するのかについてあらかじめ書面により定めておくとともに、一般に周知することが望ましい。	対応済	農業委員会の傍聴について「姫路市農業委員会傍聴基準」を作成し、会議の際は入口に掲示するなど周知することとした。	R3. 5. 14
84	農業委員会	農地法第18条第6項に基づく合意解約の通知書について 現在の姫路市の運用では、農地の賃貸人又は賃借人のいずれか（または双方）が死亡している場合に農業委員会に提出する合意解約の通知書には、相続人代表者1名が署名押印し、代表者の印鑑証明書を添付して提出すれば足りることになっている。荒廃農地が増えるなどのリスクと、農地台帳と実体法上の矛盾に伴うリスクを比較衡量し、今後の望ましい運用について検討する余地があると思われる。	対応済	本来的には、すべての相続人の意思確認が必要であるとの認識はあるが、従来から相続人代表者1名の署名押印（印鑑証明添付）にて対応している事実があり、これまで問題が発生していないこと、また、今後すべての相続人の合意を必要とした場合の申請者への過度な負担への反発、近隣市町などの運用状況を参考に検討した結果、当面現行通りの運用とする。	R3. 5. 14

令和2年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		農林水産行政における財務に関する事務の執行等について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
85	農業委員会	<p>農地台帳に登載されていない農地について</p> <p>固定資産税課税台帳に登載され農地として固定資産税が課税されているが農地台帳には登載されていない農地を減らすため、固定資産課税台帳と農地台帳の記載事項を照合して農地台帳に登載されていない農地を洗い出し、農地台帳への登載を進めていくことが望ましい。</p>	対応予定	農地の課税地目が、田又は畑である未登載農地については、「固定データ変換ツール」を作成することによって照合できるため、農地台帳に登載を進める。なお、「固定データ変換ツール」については、令和3年度に作成する。	R3. 5. 14